法人帳票仕様6【申告書手引き(確定申告用)】　　サイズ:A4

【表面】

## 第20号様式記載の手引

1　この申告書の用途等

(1)　この申告書は、仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

(2)　この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通を提出してください。

2　各欄の記載のしかた

| 欄 | 記載のしかた | 留意事項 |
|---|---|---|
| 1「※処理事項」 | | 記載する必要はありません。 |
| 2　金額の単位区分(けた)のある欄 | 単位区分に従って正確に記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。 | |
| 3「法人番号」 | 法人番号(13桁)を記載します。 | |
| 4「所在地」 | 本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。 | |
| 5「事業種目」 | 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。 | |
| 6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」 | 期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 | 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 |
| 7「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 | 期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 | (1)　資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。<br>(2)　資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 |
| 8「期末現在の資本金等の額」 | 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。<br>(1)　連結申告法人以外の法人　(3)に掲げる法人を除きます。)　法第292条第1項第4号のロイに定める額<br>(2)　連結申告法人　(3)に掲げる法人を除きます。)　法第292条第1項第4号のロニに定める額<br>(3)　保険業法に規定する相互会社　政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額 | |
| 9「法人税法の規定によって計算した法人税額①」 | 次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。<br>(1)　別表1(1)を提出する法人　別表1(1)の10の欄の金額(ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額(特途鉱屋金の支出の額の40%相当額)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。(2)及び(3)において何しです。)<br>(2)　別表1(2)を提出する法人　別表1(2)の8の欄の金額<br>(3)　別表1(3)を提出する法人　別表1(3)の8の欄の金額<br>なお、(　)内には、便途鉱屋金の支出の額の40%相当額(別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(別表1(1)の5の欄)、リース特別控除取戻税額(別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額)の合計額を記載します。 | (1)　連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。<br>(2)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 10「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」 | 下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。<br>(1)　租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額　法人税の明細書(別表6(6))の19の欄の金額<br>(2)　租税特別措置法第42条の4第3項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。<br>(3)　租税特別措置法第42条の4第6項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(6))の10の欄の金額<br>(4)　租税特別措置法第42条の4第7項(平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(9))の12の欄の金額<br>(5)　租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額　法人税の明細書(別表6(9))の25の欄の金額<br>(6)　租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額　法人税の明細書(別表6(9))の25の欄の金額<br>(7)　租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(9))の18の欄の金額<br>(8)　租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定雇用等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(9))の18の欄の金額<br>(9)　租税特別措置法第42条の12第1項及び第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(9))の49の欄の金額<br>(10)　租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額　法人税の明細書(別表6(9))の10の欄の金額<br>(11)　租税特別措置法第42条の12の5第1項及び第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(9))の40の欄の金額<br>(12)　租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)　法人税の明細書(別表6(9))の22の欄の金額 | (1)　連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。<br>(2)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 11「還付法人税額等の控除額③」 | 第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。 | (1)　連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。<br>(2)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 12「退職年金等積立金に係る法人税額④」 | 法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。 | (1)　連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。<br>(2)　第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。<br>(3)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 13「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」 | (1)　次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。<br>(イ)　連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人　①+②-③+④の金額<br>(ロ)　連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人　第22号の2様式の⑤の欄の金額<br>(ハ)　連結法人及び連結法人であった法人　第20号様式別表1の⑦の欄の金額<br>(2)　「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額を記載します。 | (1)　税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率によってください。<br>(2)　「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。<br>(3)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |

【裏面】

| 欄 | 記載のしかた | 留意事項 |
|---|---|---|
| 14「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」 | (1)　2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。<br>(2)　「課税標準」の欄は、次のように記載します。<br>(イ)　⑤の欄の金額を㉒の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち㉓の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に㉓の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。<br>(ロ)　この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。 | (1)　税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率によってください。<br>(2)「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。<br>(3)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 15「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」 | 第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。 | 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 16「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」 | 第20号の3の2様式の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑬の欄の当該市町村分の金額)を記載します。 | 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 17「外国の法人税等の額の控除額⑨」 | 第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、⑬の欄の当該市町村分の金額)を記載します。 | 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 |
| 18「差引法人税割額⑩」 | この金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。<br>なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑳の欄の金額を記載してください。 | |
| 19「既に納付の確定した当期分の法人税額⑪」 | 既に納付の確定した当期分の法人税額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の㉑又は㉒の欄の金額についても記載します。 | |
| 20「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑫」 | 「①の欄の金額－⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。<br>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 | |
| 21「算定期間中において事務所等を有していた月数⑬」 | この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 | 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。 |
| 22「　円×12/12 ⑭」 | (1)　この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。<br>(2)　指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑭の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。 | 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。<br>ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(算定日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合は、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 |
| 23「この申告により納付すべき市町村民税額⑮」 | ⑫又は⑬の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑮の欄を零として計算します。 | |

| 欄 | 記載のしかた | 留意事項 |
|---|---|---|
| 24「⑮のうち見込納付額⑯」 | 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の3において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含みます。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。 | |
| 25「当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」 | 2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。<br>この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあっては、それぞれ(1)から(3)に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。<br>(1)　算定期間の中途で新設された事務所等<br>算定期間の末日現在の従業者数<br>新設された日から算定期間の末日までの月数 ／ 算定期間の月数<br>(2)　算定期間の中途で廃止された事務所等<br>廃止された月の前月末現在の従業者数<br>廃止された日までの月数 ／ 算定期間の月数<br>(3)　算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等<br>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数 ／ 算定期間の月数<br>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。 | 主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。 |
| 26「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」 | 算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 | この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。 |
| 27「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」 | 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額)を記載します。 | (1)　資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。<br>(2)　連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「Ⅱ　連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 |
| 28「翌期の中間申告の要否」 | 次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで要示します。<br>(1)　連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(平成に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)<br>(2)　連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人 | |
| 29「還付請求税額」 | 中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑭の欄又は⑮の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。 | |
| 30「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」 | 2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、⑭の欄に記載した金額と同額になります。 | |